

○第181回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（公開）

日時：平成27年7月17日（金） 13：30～15：50

議事概要

（1）動物用医薬品（イプロニダゾール）に係る食品健康影響評価について

審議の結果、「イプロニダゾールについては、一日摂取許容量（ADI）を設定すべきではない」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

（2）動物用ワクチンの添加剤として使用する成分に係る食品健康影響評価について

審議の結果、評価要請されている添加剤成分17成分のうち、12成分について、動物用ワクチンの添加剤として使用される限り、ヒトへの健康影響は無視できるものであることが了承され、食品安全委員会に報告することとされた。残りの成分については、継続審議となった。

（3）その他

・農薬及び動物用医薬品（ジフルベンズロン）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答（案）が了承され、食品安全委員会に報告することとなった。

* 1 イプロニダゾール：寄生虫駆除剤です。一律基準が設定されています。

* 2 ジフルベンズロン：殺虫剤で、りんご、もも等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。